

したがって、本件病院の医師（被控訴人医師を含まない）及び助産師の前記過失と本件後遺障害との間には因果関係も認められる。

よって、その使用者である被控訴人法人は、民法715条に基づき、後記4のとおり認められる控訴人らの損害を賠償する責任を負う。